

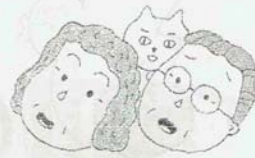
今、市町村合併することは、得することですか。

質問1、国が市町村合併を推進する理由はなんですか。

①地方分権の流れがあります。

♣ 平成12年4月に地方分権一括法が施行され、住民に身近な行政は、住民に身近な市町村が行政サービスを行なう地方分権が推進されています。

♣♣ 市町村は、行財政改革を推進し、公平な行政が行なわれているか住民のみなさんにチェックされること、住民参加をはかるために行政体制の整備と確立をはかることが求められています。



②急ピッチで少子高齢化が進みます。(人口問題研究所の資料より)

	平成12年(2000年)	平成62年(2050年)
0才~14才	1851万人(14.5%)	1084万人(10.7%)
15才~64才	8546万人(67.3%)	5390万人(53.6%)
65才以上	2296万人(18.1%)	3586万人(35.7%)
総人口	1億2693万人	1億60万人

♣ 少子・高齢化の進展が急激で税収が減ります。

♣♣ 高齢者への保健福祉・医療・介護サービス等の社会保障費がさらに増大するため、その対応が求められています。



③住民の日常生活圏の拡大

◆ 住民の生活圏が拡大し、通勤・通学・買物・施設利用が市町村の枠を超えて拡大しています。
◆◆ 現在の市町村にとらわれることなく、図書館の広域利用のように、隣接の市町村と一体化することが求められています。



④国と地方の財政はサラ金構造の会計です。

♣ 平成14年度末の国と地方の借金は、693兆円(国414兆円・地方195兆円)。利息の支払いは、毎年10兆円台です。

♣♣ 地方交付税会計(市町村の税収による不平等を解消するために、地方税を補う国の交付金)は雪だるま式に借金が増えています。所得税減税による不足分を借入れ、地方税の減収分を借金しています。借金の利息を払うための借金、借金が借金をうむ国の財政です。

地方交付税会計の改革のため、国による市町村合併が進められています。

質問2、なぜ、平成17年3月までに合併すると得になるといわれているのですか。

♣ 国は県・市町村への地方交付税・補助金を減らすことで借金額の膨らみを抑えようとしています。

♣♣ 市町村合併の財政支援策で国・地方の債務(借金)は増え続けます。そのため、平成17年3月までの期限があります。



①合併特例債

♣ 合併した市町村が新市計画として行なう合併に必要な建設事業は、合併特例債という借金をすることが出来ます。

♣♣ 国は合併特例債の借金の返済の一部を地方交付税にのけるといっています。

合併特例債を限度額まで借り入れた場合 新市財政予測	建設事業の全体事業費	新市が建設事業に必要な自主財源	建設事業併特例債(借金)可能金額A	合併特例債返済金を国が交付する額B	新市が負担する合併にかかる建設事業金額	平成13年度の市町村の将来へ財政負担C	新市が返済する借入金(A-B+C)	新市1人あたりの将来にわたる借金の返済額
東松山市他7町村 人口203213人	671.0 億円	33.5 億円	637.5 億円	446.3 億円	224.7 億円	323.9 億円	515.1 億円	253477 円
小川町他2町3村 人口88038人	458.6 億円	22.9 億円	435.7 億円	305.0 億円	153.6 億円	175.3 億円	306.0 億円	347577 円

(渋谷とみこが、総務省ホームページ・嵐山町ホームページより概算した数字)

※各市町村の平成13年度各市町村の一人当たりの将来にわたる借金返済額は、嵐山町367603円、東松山市126035円、小川町247343円、滑川町159284円、吉見町155850円、都幾川村6102円、玉川村184689円、東秩父村27638円

②普通地方交付税の算定の特例・合併後10年間は、合併関係市町村が合併しなかった場合の普通地方交付税全額が保障され、その後5年間は段階的に補正されます。

③80項目に及ぶ各種の財政支援・合併直後の混乱・市町村によってばらつきのある行政システム、コンピューターシステムを統一するため、公共料金の差を解消する費用です。

◆合併特例債によるハコモノ建設で、国と地方の借金が増加します。
◆国の財政支援は合併による大混乱や一時的におこる障害を防ぐために、国が借財して交付するものです。

◆国は、雪だるまの借金を減らすため地方交付税・補助金を削減する構造改革を進める一方、借財を増やす合併特例債を発行します。

◆「三位一体」改革とは、国が地方に支出している補助金と地方交付税を減らし、特定の税金のシステムを国から地方に移し、地方が税金を得る仕組みをつくることをいいます。

